

岩手県告示第31号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成29年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市、大船渡市、釜石市及び上閉伊郡大槌町（国道45号三陸沿岸道路吉浜道路）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年9月17日から平成29年3月17日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、車載写真レーザ測量による地形測量）